

## 歴史まちづくり法説明会を弘前市で開催します！

(正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」)

### ～歴史的建造物を中心とした周辺一帯の 整備を進める市町村を国が支援します～

○東北には、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残り、そこには工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人びとの生活が営まれ、地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。

○しかしながら、このような歴史的風致は、所有者の高齢化や人口減少による担い手の不足、維持管理に多くの費用と手間がかかるなどの理由から、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつあります。

○歴史まちづくり法は、こうした背景のもと、歴史的建造物を中心とした周辺一帯の整備を進める市町村を国が支援しながら、良好な歴史的風致を維持・向上させ後世に継承するため制定されました。

○この法律は5月23日に公布され、6ヶ月以内の施行に向け、現在関係規程等の準備中ですが、施行に先立ち、同法の説明会を開催することとなりましたのでお知らせいたします。

- ・日 時: 平成20年10月20日(月)14時00分～17時00分 (開場13時30分から)
- ・場 所: 弘前文化センター  
住所:青森県弘前市下白銀町 19-4 (JR弘前駅より徒歩 15～20分・バス 10分)
- ・主 催: 国土交通省北海道開発局、東北地方整備局  
共 催: 文化庁、農林水産省  
後 援: 青森県、青森県教育委員会  
弘前市、弘前市教育委員会
- ・対 象: 北海道・東北6県・市町村の担当者及びまちづくり団体など
- ・内 容: 第1部 歴史まちづくり法の説明  
歴史まちづくり法についての説明、質疑応答(国土交通省、文化庁、農林水産省)  
第2部 ①講 演:「歴史まちづくり法に期待するもの」  
講師:矢野 和之氏(文化財保存計画協会代表)  
(日本イコモス国内委員会事務局長、日本ユネスコ協会連盟世界遺産年報監修委員会委員)  
②報 告:弘前市のまちづくりと歴史文化資産(弘前市)

※入場無料、事前申込みは不要ですが、満席(170名)の場合はご容赦ください。

<発表記者会:宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

#### < 問い合わせ先 >

国土交通省 東北地方整備局 電話 022(225)2171 どうぞの  
建政部 都市・住宅整備課 課 長 堂 菌 洋昭(内線6161)  
課長補佐 菊 地 裕光(内線6163)

文化庁 文化財部 伝統文化課

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

TEL. 03-6734-2415 FAX. 03-6734-3820

<http://www.bunka.go.jp>

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課  
景観・歴史文化環境整備室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

TEL. 03-5253-8954 FAX. 03-5253-1593

<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/index.html>

農林水産省 農村振興局 農村計画課

〒100-8950

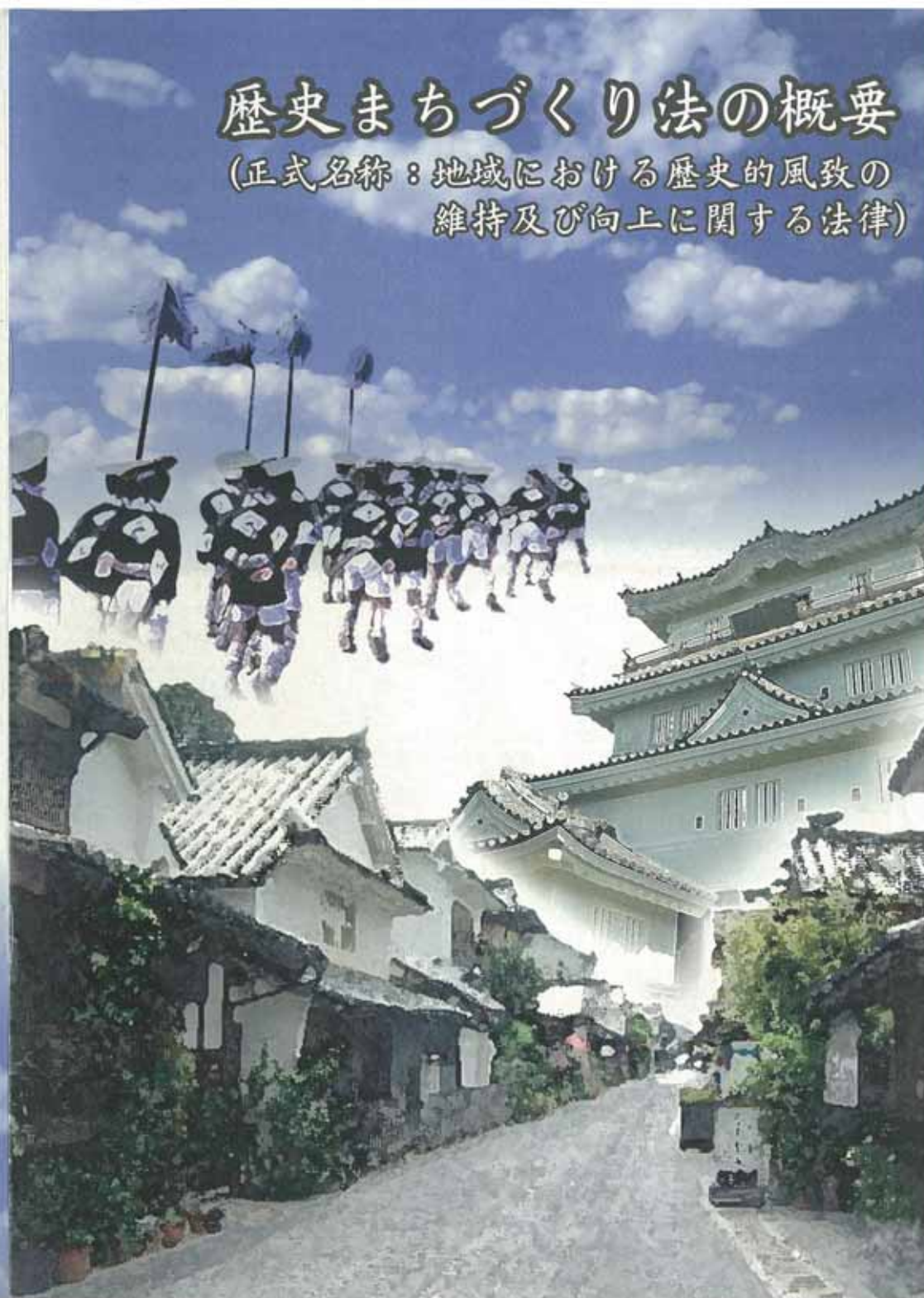
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

TEL. 03-3502-6004 FAX. 03-3506-1934

<http://www.maff.go.jp>

# 歴史まちづくり法の概要

(正式名称：地域における歴史的風致の  
維持及び向上に関する法律)



# 歴史まちづくり法制定の背景

正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年 法律第40号)」

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な環境(歴史的風致)を維持・向上させ後世に継承するために制定されました。

## 歴史的風致が失われる現状

維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手の不足等により、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつあります。



景観にそぐわない近代的なビルが建設され、歴史的風致が損なわれている。



町家が壊され、空き地が目立ち歴史的風致が損なわれている。

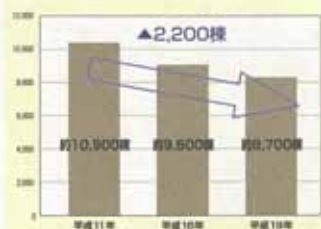


図1 金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟(全体の約20%)の歴史的建造物が失われている。  
※出典:金沢市歴史館(1416)

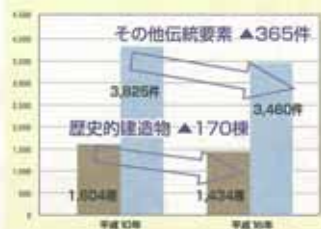


図2 萩市旧城下町地区の例

6年間に170棟(約10.6%)の歴史的建造物が失われ、その他伝統要素(塙、垣等)では、365件(約10%)が失われている。  
※出典:九州大学大学院芸術工学研究院建築計画部門(116)

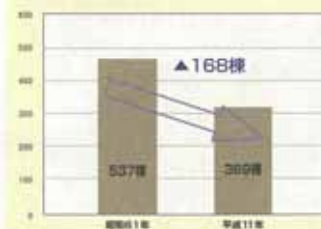


図3 台東区の例

13年間に、168棟(約31.3%)の住宅・店舗兼住宅などの質的住まいが失われている。  
※出典:東京芸術大学 台東区(114)

## 歴史的風致とは...

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義(法第1条)されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。



地元で「うたつの上がる町並み」と呼ばれている、国の重要伝統的建造物群保存地区において、江戸時代に起源を持つ市指定無形民俗文化財である「美濃まつり」等の行事が継続的に実施され、良好な歴史的風致を形成している。(岐阜県美濃市)

## 法制定の背景

我が国の歴史的なまちなみの保全等については、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などに基づく制度があります。

- しかしながら、
  - ・古都保存法はその保存対象を京都、奈良、鎌倉等の古都の周辺における自然的環境に限定していること
  - ・文化財保護法は文化財の保存・活用を図るためのものであり、文化財の周辺環境の整備を直接の目的としているものではないこと
  - ・景観法や都市計画法は規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないこと
- といった限界がありました。

そこで、全国の市町村を対象に、歴史的な資産を活用したまちづくりの実施に携わる「まちづくり行政」と文化財行政の連携により、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりを進めようとする取組を国が支援するための新たな制度として、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管の法律である「歴史まちづくり法」が制定されました。



古都保存法により良好に保存される自然的環境(神奈川県鎌倉市)



文化財保護法により保護される国宝の天守(愛知県犬山市)



景観計画により守られている歴史的なまちなみ(福井県大野市)

## 関連の審議会の報告など

国土交通省、文化庁の審議会などにおいて、歴史的風致の保存・継承や、核となる文化財の周辺部分の保存活用のための新たな制度の必要性が求められるとともに、保存活用する地方公共団体の取組に対する国の支援の必要性が述べられています。

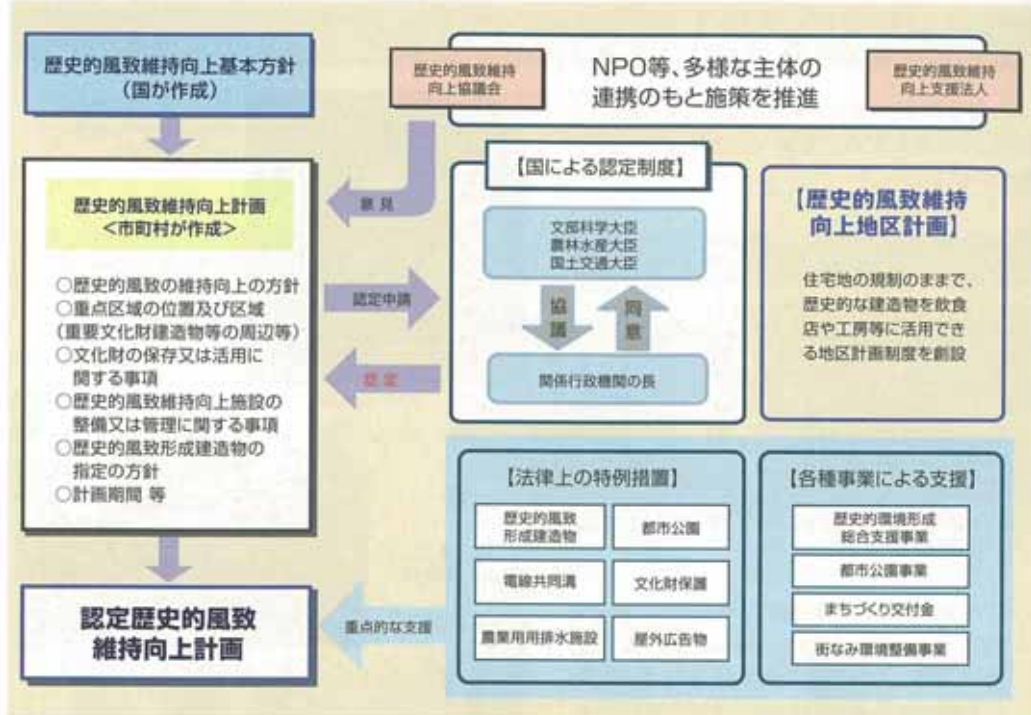
### 社会資本整備審議会答申 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか(平成20年2月)

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

### 文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体を中心とした取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

# 法律の概要 ~市町村の計画を国が認定します~



### 【歴史的風致維持向上地区計画】(第31条等)

伝統工芸品の展示場や、郷土料理店といった歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の立地が可能となる地区計画制度です。

**歴史的風致維持向上地区計画 都市計画決定**

土地利用の基本方針を定め、

- ①地域の歴史的風致にふさわしい用途
- ②規模、形態意匠に関する事項
- ③上記の建築物の建築を認める区域を設定

①の歴史的風致にふさわしい用途

用途地域による制限に関わらず①~③を満たす建築物の建築が可能に(歴史的な建築物を活用し、新たな担い手等により地域を活性化)

お土産物店

②で定める規模、形態意匠

郷土料理店

伝統工芸品の展示場

③の区域

### 【歴史的風致形成建築物】(第12条~21条)

市町村長が、重点区域内の歴史的な建築物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建築物として指定できます。指定された建築物の増改築、除却等については、30日前までに市町村長への届出が必要です。届出を受け市町村長が必要に応じ助言、あっせんその他の措置を実施します。当該建築物が文化財であるときは、所有者等は、文化庁長官に管理又は修理に関する技術的指導を求めることができます。

**市町村長**

指定の建築

歴史的風致形成建築物の指定

台帳の作成及び保管措置の設置

増改築・修繕等実施における届出

歴史的風致形成建築物の指定

届出内容にふさわしい助言・あっせんその他の措置

取壊し等の届出

**国土交通省**

**文化庁**

歴史的風致形成建築物が文化財であるとき

求めに応じ管理又は修理に関する技術的指導

**歴史的建築物の所有者等**

管理義務

### 【農用地区域内の開発行為の特例】(第23条)

農業用排水路の増改築を行うに当たり、施設が歴史的風致の維持向上に支障がある場合には、許可できないこととします。

### 【文化財保護法の規定による事務の特例】(第24条)

重要文化財等に関する文化庁長官の権限に属する事務のうち、現状変更の許可等に関するものの一部を認定市町村の教育委員会が行うことができます。

### 【都市公園法の特例】(第25条)

認定市町村は、都道府県が公園管理者である都市公園において、公園管理者の権限を代行できます。

### 【路外駐車場についての占用の特例】(第26条)

都市公園の地下を活用した路外駐車場の占用許可の手続きを簡素化します。

### 【開発許可の特例】(第28条)

歴史的風致維持向上計画に定められた市街化調整区域内における道路に係る歴史的高い樓門その他歴史的風致を形成することとなる建築物の復原を目的とした開発行為については、開発許可を行う際に立地基準に係る審査を省略できます。

### 【電線共同溝の特例】(第30条)

電線共同溝を整備できる道路の範囲を拡大し、無電柱化を促進できます。

無電柱化された道路の事例

### 【歴史的風致維持向上支援法人】(第34条)

市町村は、住民主導の持続的な取組を支援するNPO法人や一般社団法人・財団法人等を歴史的風致維持向上支援法人に指定することができます。支援法人は、歴史的風致維持向上施設に係る情報提供や整備事業への参加、関連する土地の取得・管理、歴史的風致形成建築物に関する助言等の業務を行うことができます。また、農業用排水施設の管理も可能となります。

### 【屋外広告物法の特例】(附則第4条)

都道府県の屋外広告物法に基づく条例制定に関する事務について、認定市町村が実施することができます。

屋外広告物規制地域の指定等による屋外広告物の表示の規制イメージ

# 事業の概要 ~認定計画に基づく事業を支援します~

## 歴史的環境形成総合支援事業

- ◆ 歴史的風致形成建造物について、復原・修理等を支援します。あわせて実施する重点区域内のハード整備や当該建造物に関連した伝統行事の開催等のソフト事業について、総合的に支援します。



歴史的風致形成建造物の復原・修理(買取・移設(補助率1/2))



重点区域内の周辺施設の整備やソフト事業への支援(補助率1/3)

## 街なみ環境整備事業

- ◆ 重点地区または街れた地区において、の修景、地区公共、総合的に支援
- ◆ 歴史的風致形成買取、修原等につ

## 事業

- ◆ つくり協定等が結ば協議会活動、建造物施設の整備等について支援します。
- ◆ 建造物等については、いても支援します。



協議会活動助成、地区施設の整備修景、歴史的風致形成建造物の買取、復原

## 都市公園事業

- ◆ 古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史または学術上価値の高いものが補助対象施設となります。
- ◆ 公園管理者以外の地方公共団体及び歴史的風致維持向上支援法人に対しても支援します。



都市公園内の城址等の復原

重点区域内の通過交通を排除するためのバイパス

歴史まちづくりを重点的に進める区域(重点区域)

## まちづくり計画策定担い手支援事業

- ◆ 地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、地区計画等の都市計画決定及びこれに基づく建築物の自律的な建替を促進します。

## 農村振興総合整備事業、田園整備事業、地域用水環境整備事業

- ◆ 歴史的風致維持向上計画に定めた農業用排水施設の修復(更新)等を支援します。



まちなみの中で歴史的風致の形成に寄与している排水路の整備・管理



市街地の周辺において歴史的風致の形成に寄与している施設の整備・管理

農業用排水路

重点区域を対象に景観形成総合支援事業も実施できます

## まちづくり交付金

- ◆ 古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等の新たな基幹事業の追加により、市町村の創意工夫をより一層活かした取り組みを支援します。



電柱電線類移設等による魅力的なまちづくりの推進

城郭建築(重要文化財)

大名庭園(名勝)

## 都市再生区画整理事業

- ◆ 認定計画に基づく土地区画整理事業地区を重点地区として支援します。
- ◆ あわせて、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上的に従前建築物等の移転補償費を支援します。



歴史的資産を活かしたまちなみ形成の促進

## 都市交通システム整備事業

- ◆ 重点区域内の過度な自動車交通の流入を抑制するために設けられるパークアンドライド駐車場などの整備を支援します。



パークアンドライド駐車場の整備